

平成28年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成28年9月7日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
若者定住化対策室長	山宮 忠仁君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教 育 課 長	守屋 吉彦君
病院事務長	河村 光春君		

平成28年第3回奥多摩町議会定例会議事日程[第2号]

平成28年9月7日(水)

午前10時00分 開議

会期 平成28年9月6日～9月16日(11日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	---	議長開議宣告	---
2	議案第67号	平成28年度奥多摩町一般会計補正予算(第4号)	原案可決
3	議案第68号	平成28年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
4	議案第69号	平成28年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
5	議案第70号	平成28年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
6	議案第71号	平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
7	議案第72号	平成28年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
8	議案第73号	平成28年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

(午後2時24分 散会)

午前 10 時 00 分 開会

○議長（須崎 眞君） 皆さんおはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

ご協力のほどよろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 67 号 平成 28 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 4 号)、日程第 3 議案第 68 号 平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 4 議案第 69 号 平成 28 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 5 議案第 70 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 6 議案第 71 号 平成 28 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 7 議案第 72 号 平成 28 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 8 議案第 73 号 平成 28 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)、以上、7 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 67 号から議案第 73 号までの平成 28 年度奥多摩町一般会計を初めとする 7 会計の補正予算について、提案のご説明を申し上げます。

初めに議案第 67 号、平成 28 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 8,149 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 1,510 万 5,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるもの。

第 2 条、既定の町債の変更については、第 2 表、町債補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。地方特例交付金は交付決定により 29 万 3,000 円を追加し、地方特例交付金の合計を 69 万 3,000 円に。地方交付税は、普通交付税の確定により 2 億 1,911 万 7,000 円を追加し、地方交付税の合計を 16 億 8,411 万 7,000 円に。使用料及び手数料のうち、使用料は 15 万 8,000 円を追加し、使用料及び手数料の合計を 1 億 1,318 万 6,000 円に。国庫支出金のうち国庫補助金は、1,013 万 8,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 2 億 1,741 万 1,000 円に。都支出金のうち都補助金は、1,148 万 9,000 円を追加。都委託金は、213 万 7,000 円を追加し、都支出金の合計を 26 億 2,714 万 4,000 円に。財産収入のうち財産運用収入は、90 万 1,000 円を追加し、財産収入の合計を 4,283 万 9,000 円に。繰入金のうち特別会計繰入金は、90 万円を追加。基金繰入金は、地方交付税の増額交付に伴い、1 億 4,580 万円を減額して基金に戻し、繰

入金の合計を1億140万2,000円に。繰越金は決算による額の確定に伴い1億9,712万3,000円を追加し、繰越金の合計を2億2,712万3,000円に。諸収入のうち受託事業収入は多摩の森林再生事業及び水の浸透を高める枝打ち事業の額の確定に伴い587万6,000円を減額し、諸収入の合計を4億4,311万3,000円に。町債は、臨時財政対策債の額の確定に伴い908万7,000円を減額し、町債の合計を1億2,491万3,000円とするもので、今回の歳入補正額は2億8,149万3,000円を追加し、歳入の合計額を65億1,510万5,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は10万円を減額し議会費の合計を9,245万6,000円に。総務費のうち総務管理費は、地方交付税の増額交付に伴い財政調整基金に1億2,900万円を積み立てるなどして、1億6,928万4,000円を追加、徴税費は70万2,000円を減額、戸籍住民基本台帳費は23万9,000円を追加、選挙費は4万円を減額、監査委員費は8万9,000円を追加し、総務費の合計を10億9,192万8,000円に。民生費のうち社会福祉費は若者定住応援補助金等の増に伴い、521万5,000円を追加、児童福祉費は180万円を減額、国民年金費は25万円を追加し、民生費の合計を11億4,372万1,000円に。衛生費のうち保健衛生費は職員の人事異動に伴い、644万8,000円を減額、清掃費は2万8,000円を減額し、衛生費の合計を5億3,273万5,000円に。農林水産業費のうち農業費は簡易給水施設の修繕費の増などにより600万6,000円を追加、林業費は4万5,000円を減額、水産業費は224万7,000円を追加し、農林水産業費の合計を9億570万7,000円に。商工費のうち観光費は森林資源を活用した森林整備事業の増に伴い、1,592万1,000円を追加し、商工費の合計を4億2,583万2,000円に。土木費のうち土木管理費は10万円を減額、道路橋梁費は町道の維持補修工事の増に伴い、3,250万円を追加、住宅費は公有財産購入費等の増額により2,393万9,000円を追加、下水道費は2,520万円を追加し、土木費の合計を13億946万5,000円に。消防費は第三分団の消防団詰所の老朽化に伴い、実施設計委託費などの増により441万7,000円を追加、消防費の合計を2億5,773万円に。教育費のうち教育総務費は189万1,000円を追加、小学校費は26万2,000円を追加、中学校費は49万5,000円を追加、給食費は26万円を減額、社会教育費は職員の人事異動等に伴い、280万4,000円を追加、保健体育費は68万円を追加し、教育費の合計を5億840万3,000円に。公債費は長期債の利子等の見直しにより147万1,000円を減額し、公債費の合計を2億3,229万4,000円に。諸支出金のうち定住促進基金費は11万円を追加し、諸支出金の合計を18万7,000円に。予備費は予算調整により93万8,000円を追加し、予備費の合計を1,417万2,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の2億8,149万3,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の65億1,510万5,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。第2表、町債の補正でございますが額の確定に伴い、臨時財政対策債を908万7,000円減額し、1億2,491万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

次に、議案第 68 号、平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 209 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,609 万円とするもの
でございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。繰越金は、額の確定により、209 万円を追加し、繰越金の合計を 209 万 1,000 円とするものでございます。今回の歳入補正額は 209 万円を追加し、歳入の合計額を 7,609 万円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち利用管理費は、消耗品、修繕費等の増により、189 万 3,000 円を追加し、総務費の合計を 7,560 万 8,000 円に。予備費は予算調整により 19 万 7,000 円を追加し、予備費の合計を 48 万 2,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 209 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 7,609 万円とするものでございます。

以上で、議案第 68 号の説明を終わります。

次に議案第 69 号、平成 28 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 274 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,474 万 7,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰越金は額の確定により 274 万 7,000 円を追加し、繰越金の合計を 274 万 8,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 274 万 7,000 円を追加し、歳入の合計額を 1 億 6,474 万 7,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち一般管理費は職員の人事異動等に伴い、108 万 3,000 円を減額。利用管理費は、修繕費やホームページの更新等の増により、379 万 5,000 円を追加し、総務費の合計を 1 億 6,455 万 6,000 円に。予備費は予算調整に伴い、3 万 5,000 円を追加し、予備費の合計を 19 万 1,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 274 万 7,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 1 億 6,474 万 7,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 69 号の説明を終わります。

次に、議案第 70 号、平成 28 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に

ついて、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,827万4,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。国庫支出金のうち国庫負担金は2,000円を減額、国庫補助金は200万円を追加し、国庫支出金の合計を1億9,701万円に。療養給付費交付金は203万4,000円を追加し、療養給付費交付金の合計を3,719万5,000円に。都支出金のうち都負担金は1,000円を減額し、都支出金の合計を6,769万2,000円に。繰越金は額の確定により75万7,000円を減額し、繰越金の合計を924万4,000円とするもので、今回の歳入補正額は327万4,000円を追加し、歳入の合計額を9億2,827万4,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は財源の組みかえで増減はなく、老人保健拠出金は2万1,000円を減額し、老人保健拠出金の合計を4,000円に。保健事業費のうち特定健康診査等事業費は、保健事業実施委託等の増に伴い、205万2,000円を追加し、保健事業費の合計を1,038万5,000円に。諸支出金のうち償還金及び還付金は14万3,000円を追加し、諸支出金の合計を387万4,000円に。予備費は予算調整に伴い、110万円を追加し、予備費の合計を141万3,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の327万4,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の9億2,827万4,000円とするものでございます。

以上で、議案第70号の説明をおります。

次に、議案第71号、平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,279万円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち後期高齢者医療保険料は、現年度分の特別徴収保険料の減に伴い、399万1,000円を減額し、保険料の合計を6,473万1,000円に。繰越金は額の確定により330万円を追加し、繰越金の合計を330万1,000円に。諸収入のうち雑入は148万1,000円を追加し、諸収入の合計を1,063万5,000円にするもので、今回の歳入補正額は79万円を追加し、歳入の合計額を2億1,279万円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

広域連合納付金は46万円を減額し、広域連合納付金の合計を1億9,482万1,000円に。諸支出金のうち償還金及び還付加算金は125万円を追加、繰出金は財源の組みかえで増減はなく諸支出金の合計を226万円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の79万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の2億1,279万円とするものでございます。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

次に議案第72号、平成28年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,264万8,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち介護保険料は135万5,000円を追加し、保険料の合計を1億6,747万3,000円に。国庫支出金のうち国庫負担金は665万1,000円を減額、国庫補助金は268万4,000円を減額し、国庫支出金の合計を1億8,311万2,000円に。支払基金交付金は交付金の減に伴い、1,148万2,000円を減額し、支払基金交付金の合計を2億1,172万2,000円に。都支出金のうち都負担金は667万6,000円を減額、都補助金は9万2,000円を追加し、都支出金の合計を1億2,276万5,000円に。繰入金のうち一般会計繰入金は256万5,000円を減額し、繰入金の合計を1億2,619万5,000円に。繰越金は額の確定に伴い2,625万9,000円を追加し、繰越金の合計を2,626万3,000円とするもので、今回の歳入補正額は235万2,000円を減額し、歳入の合計額を8億4,264万8,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

保険給付費のうち介護サービス等諸費は居宅介護施設介護サービス給付費の減に伴い4,400万円を減額、介護予防サービス等諸費は100万円を追加、高額介護サービス等費は200万円を減額、町特別給付費は100万円を追加、特定入所者介護サービス等費は400万円を追加し、保険給付費の合計を7億4,174万円に。基金積立金は1,912万2,000円を追加し、基金積立金の合計を1,912万4,000円に。諸支出金のうち償還金及び還付金は1,763万5,000円を追加、繰出金は90万円を追加し、諸支出金の合計を1,934万8,000円に。予備費は9,000円を減額し、予備費の合計を38万1,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の235万2,000円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の8億4,264万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

次に、議案第73号、平成28年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,920万円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち一般会計繰入金は2,520万円を追加し繰入金の合計を4億3,749万4,000円とするもので、今回の歳入補正額は2,520万円を追加し、歳入の合計額を4億9,920万円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち総務管理費は、維持管理費の増に伴い、723万2,000円を追加し、総務費の合計を1億3,527万1,000円に。事業費のうち下水道事業費は、工事費等の増に伴い、2,430万8,000円を追加、浄化槽市町村整備推進事業費は247万7,000円を減額し事業費の合計を8,003万9,000円に。公債費は387万7,000円を減額し、公債費の合計を2億8,318万3,000円に。予備費は予算調整に伴い、1万4,000円を追加し、予備費の合計を70万7,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の2,520万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の4億9,920万円とするものでございます。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

以上、議案第67号から議案第73号までの7会計について補正予算の提案のご説明をさせていただきます。いずれも今後の事業に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜りご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。次に各課長から説明をお願いいたします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていただくようお願いいたします。

初めに議案第67号について各課長から順次所管の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、議案第67号、平成28年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）につきまして内容のご説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお開きください。歳入でございます。

初めに款08地方特例交付金は29万3,000円の増。次の款09地方交付税は普通交付税で、2億1,911万7,000円の増はいずれも交付決定通知によるものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に、款12使用料及び手数料の目03商工使用料4万8,000円の増額につきましては、廃止を検討していたため当初予算に未計上でございました奥多摩小屋が現に施設管理を委託しているため、計上をするものです。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 次の目04土木使用料、節01住宅使用料の11万円につきましては、今年6月に入居となりました小丹波寸庭の若者定住応援住宅1棟の来年3月までの10カ月分の使用料を新たに計上するものでございます。

○住民課長（天野 成浩君） 次に款 13 国庫支出金、項 02 国庫補助金、目 01 総務費国庫補助金 674 万 2,000 円の増額は、説明欄にあります個人番号カード交付事業費補助金を増額するもので、地方公共団体情報システム機構からの通知により、補助金 10 分の 10 を見込むものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金は、補助率 2 分の 1 で 545 万円の計上でございます。この補助金は、サイバー攻撃が急速に複雑巧妙化している中、個人情報及び地方公共団体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定され、情報セキュリティ対策を抜本的に強化する必要があることからそのシステム整備に要する対策費補助金で、詳細は歳出の電子計算開発費でご説明いたします。

○福祉保健課長（清水 信行君） 目 02 民生費国庫補助金は 01 社会福祉費補助金において消費税率引き上げの影響を受ける低所得者向けに国が実施している臨時福祉給付金事業について、給付費等に充てるため 277 万円の増となります。内容につきましては、歳出でご説明いたします。

02 児童福祉費補助金では、子どものための教育・保育事業費補助金において、システム改修を行うための費用として、2 分の 1 の補助率で 43 万 7,000 円を増額。民生費国庫補助金全体では 320 万 7,000 円を追加し、3,463 万円とするものです。

○教育課長（守屋 吉彦君） 8 ページをごらんください。次に教育費国庫補助金でございますが 18 万 9,000 円の増額となります。小学校 2 校に配置している、理科授業前後の実験器具の準備片づけ等をお願いしています、理科支援員の賃金に対し理科観察実験支援事業補助金として、国庫及び都補助金が 3 分の 1 ずつ交付されることになったため、新規に計上するものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に款 14 都支出金、項 02 都補助金の農林水産業費都補助金 69 万 8,000 円の増額につきましては、説明欄に記載がございます。農作物獣害対策地域強化推進事業が補助率 4 分の 3 で新設されたことから当初見込んでおりました、補助率 2 分の 1 の農作物獣害防止対策事業のうち新設補助事業の対象となる GPS を装着する機器整備事業分を皆減し、補助率の高い事業に切りかえることを見込むとともに新事業では、効果検証が義務づけられているため、検証のためのデータ分析費用を見込んだことによるものでございます。

次に、目 05 商工費都補助金 950 万円の増額は、説明欄に記載がございます。森林資源を活用した観光振興事業が昨年度で終了する予定でしたが、継続されることとなったため、新たに 10 分の 10 として計上したものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に消防費都補助金の消防費補助金は 4 万 7,000 円の増額で消防団安全装備品整備等助成金として、補助率 10 分の 10 で計上するものでございます。消防団員の活動に係る安全装備品の装備のための補助金で歳出でご説明いたしますが、無線機を購入するものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に教育費都補助金でございますが 124 万 4,000 円の増額

となります。内訳でございますが、教育総務費補助金では理科支援員の賃金に対する理科観察実験支援事業補助金の都補助金分を新規計上するとともに、社会教育費補助金ではオリンピック・パラリンピックの成功に向けた、区市町村支援事業であるスポーツ振興等事業費補助金を、6月補正でオーストラリアへの中学生等海外派遣事業負担金を対象に計上いたしました。補助金の限度額が500万であることから追加で、町民体育祭運営委託費を対象に限度額まで増額計上するものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に9ページをお願いいたします。款14都支出金、目05土木費委託金118万8,000円の増額につきましては、東京都西多摩建設事務所より町が受託している奥多摩周遊道路管理事務費及び管理委託金の額の確定により増額するものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に教育費委託金でございますが94万9,000円の増額となります。内訳でございますがオリンピック教育推進校事業委託金については、平成28年度から、都内全ての公立学校を対象にオリンピック・パラリンピック教育を実施することとなったため、増額計上するもので人権尊重教育推進校事業委託金は、東京都教育委員会が人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるために、都内公立学校のうちから50校程度指定し、委託金を交付するもので、奥多摩町では古里小学校が平成28年度、29年度の2年間の指定を受け、人権教育に関する研究を進めるものでございます。

次の、道徳教育推進拠点校事業委託金は東京都教育委員会が学習指導要領等の一部改正により、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から、これまでに領域とされてきた道徳の時間が特別の教科、道徳となることから指導内容等の先行実施を行うなど、道徳教育に先進的に取り組んで研究開発を行い、地区における道徳教育の推進の中核的な役割を担う学校として、都内公立学校のうちから111校を指定し、委託金を交付するもので、奥多摩町では氷川小学校が平成28年度、29年度の2年間の指定を受け、道徳教育を推進する取り組みを行うものでいずれも補正予算にて新規計上するものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の款15財産収入では、財産貸付収入貸家料90万円の増につきましては、旧古里中学校校舎等の貸家料を6カ月分見込むものでございます。次の利子及び配当金1,000円は、このたび新たに設けます。奥多摩町学校教育施設整備基金の利子を見込むものでございます。

次の款17繰入金特別会計繰入金では、介護保険特別会計繰入金90万円の増は、特別会計の額の確定に伴い戻し入れを行うものです。

次の項02基金繰入金では、教育文化振興基金繰入金280万円の減、減債基金繰入金1億円の減、10ページをごらんをいただきまして、観光施設等整備基金繰入金4,300万円の減は、いずれも本年度当初予算で取り崩しをした分を全額戻し入れを行うものでございます。

次の款18繰越金1億9,712万3,000円の増は前年度繰越金の額が確定したことによるものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の款 19 諸収入、項 04 受託事業収入、目 01 森林再生事業受託収入 585 万円の減額及びその次の水の浸透を高める枝打ち事業受託収入 2 万 6,000 円の減額はともに東京都との契約確定によるものです。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の款 20 町債では臨時財政対策債 908 万 7,000 円の減は発行可能額の決定通知によるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午前 11 時 00 分から再開といたします。

午前 10 時 46 分休憩

午前 11 時 00 分再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 67 号、一般会計歳出の内容説明から行います。

総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 補正予算書 11 ページからは歳出に入りますが、その前に人件費につきまして総括的に説明をさせていただきます。

補正予算書の 36 ページ給与費明細書をごらんください。

36 ページは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。その他の欄、職員数の 1 名の増、給与費及び共済費の増額は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の改正により教育長は、これまでは教育委員としての特別職の身分と、教育委員会から任命された事務局の長としての一般職の身分を兼ね備えた立場から、給料の位置づけを一般職としておりましたが、この法改正により教育長という職そのものを、直接議会のご同意を得て任命される常勤の特別職として位置づけられることとなったことから、今後の給料の位置づけを特別職とすることとなりました。法改正以後、これまでは、在任中の教育長が教育委員としての任期が満了するまでは経過措置として、改正後の条例の規定は適用せず一般職として計上しておりましたが、ここで任期満了により新法の規定を適用することとなり、人件費も特別職に移行し、特別職のその他の欄に計上するものとなります。

なお、区分の長等につきましては、法の規定により、町長、副町長の 2 名が計上されるものでございます。比較最下段の計の欄は、教育長の増加分に長等のその他の手当で 1 万 1,000 円の増、共済費 23 万円の減を加え、職員数は 1 名増、給料 358 万 8,000 円、期末手当 165 万 3,000 円、地域手当 28 万 8,000 円、その他の手当 76 万 1,000 円、1 つ飛ばしまして、共済費 72 万円、合計で 701 万円の増額となるものでございます。

37 ページをごらんください。一般職でございます。上から 3 行目比較の欄でございます

が、職員数は増減なし、なお先ほど教育長を特別職に移行いたしました。4月から9月分までの給料は既に一般職として支給することから、本年度は減とはいたしません。給料は692万6,000円の減、職員手当は502万5,000円の減、1つ飛ばしまして、共済費は739万円の減、合計で1,934万1,000円の減額でございます。給料は教育長分が、特別職へ移行したこと及び人事異動によるもので、職員手当共済費につきましても、教育長分の移行及び一般職の年間所要額を調整したものでございます。

その下段の表は職員手当の内訳となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、給与費明細書の説明を終わります。

恐れ入ります、11ページにお戻りください。

初めに款01議会費でございます。項01議会費の議会事務局費10万円の減額は、人件費でございます。次に款02総務費でございます。項01総務管理費ですが、一般管理費は総額で762万4,000円の増額でございます。内訳ですが一般管理費の750万9,000円の増額は人件費でございます。職員研修費の11万5,000円の増額は熊本県へ被災地派遣いたしました職員の旅費の一部を計上させていただいております。今回の派遣では、主に交通費等は、東京都町村会で負担がございましたが食費等の必要経費の一部を町で負担するものでございます。

○企画財政課長(若菜 伸一君) 次の目06財産管理費1,169万6,000円の増につきましては、12ページをごらんいただきまして、需用費4万7,000円は町へ寄付された空き家4件分の光熱水費を見込むもので、次の役務費1万9,000円は旧古里中学校の管理用作業建物へ新たに電話機を設置するための費用、また、委託費221万円は旧古里中学校の貸し出しに伴う片づけ作業委託21万円及び町有地立木等伐採委託費用200万円を、それぞれ見込むものでございます。

次の工事請負費621万3,000円は、旧古里中学校の貸し出しに伴い校舎のエアコンを駐車場脇の管理用作業建物へ移設をするための工事費を見込むもの。また旧古里中学校の設備計測機器設置工事も、施設の貸し出しに伴い水道メーターを初め水道設備を町のコミュニティスポーツ施設と分離をするための工事費を見込むものでございます。

次の旧古里出張所屋上防水改修工事費は、屋上からの雨漏りがひどいため、これを修繕するものでございます。

次の負担金・補助及び交付金7,000円は南氷川街路灯組合負担金で、今まで旧町民ギャラリー建物を使用していました、一般財団法人おくたま地域振興財団が負担をしておりましたが、今年度役場庁舎へ移転をしたということに伴いまして、建物を所有しております町が、負担金を見込むものでございます。

次の補償・補填及び賠償金320万円の増は、現在、個人に貸し付けております。大氷川安戸地区にある町有住宅につきまして、建築が昭和43年と古く老朽化が進んでおります。今後、予測される東海地震などによりまして、倒壊するおそれのあることから町では取り壊しを計画しているため、居住者へ移転補償費を見込むものでございます。

次の企画費 15 万円の増については、需要費 6 万 3,000 円はプリンターのインク購入費を見込み、使用料及び賃借料 8 万 7,000 円は、パソコンプリンター使用料を見込むものでございます。

次の企画事業費 15 万 6,000 円は 13 ページをお開きをいただきまして、奥多摩町総合戦略元気づくり計画推進協議会委員 12 名の報償費 2 回分を見込むものでございます。

○総務課長(井上 永一君) 電子計算費は総額で 1,988 万 1,000 円の増額でございます。内訳ですが、電子計算管理費の 98 万 1,000 円の増額は使用料及び賃借料で、地方公共団体情報セキュリティー強化対策に要するシステム使用料を計上するものでございます。

次の電子計算開発費の 1,890 万円の増額は委託料で、個人情報が含まれる事務において、端末からの情報の持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止するとともに住民基本台帳ネットワークの情報連携に活用される LGWAN 環境、いわゆる総合行政ネットワークといたしまして、地方公共団体を相互に接続するシステムでございますけれども、その環境のセキュリティー確保に資するため、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割を実施するものです。具体的には住民情報系システムに用いるパソコンにつきましては、職員が通常業務で使用しているパソコンと分離して、専用のもを使用しておりますが、財務管理、人事給与一般文書などの事務は職員に 1 人 1 台を配布しているパソコンを使用し、インターネット環境も同じパソコンに接続されております。しかし、財務及び人事給与などは、個人情報を含んでいることからセキュリティーをさらに強化するため、インターネット専用のシステムを用意してインターネットを使用する場合は、専用のシステムを介さなければ、接続ができないように改修し通常業務とインターネット回線を分離することで、個人情報の漏えいに対するセキュリティー強化をさらに図るため改修するものでございます。

○企画財政課長(若菜 伸一君) 次の目 10 基金運用費財政調整基金費 1 億 2,900 万円の増は、地方財政法第 7 条の規定に基づき前年度繰越金 2 億 2,712 万 3,000 円の 2 分の 1 以上を積み立てるものでございます。

○総務課長(井上 永一君) 次に車両費車両管理費は 1 万 7,000 円の増額となります。備品購入費として、福祉会館地下の庁用車駐車場の自動シャッターのバッテリーが老朽化したことにより購入するものでございます。次に防犯対策費、防犯施設整備費は 16 万円の増額となります。工事請負費として、防犯灯整備工事の新規設置箇所の増加によるものでございます。

○住民課長(天野 成浩君) 次に目 14 諸費 60 万円の増額は、次の 14 ページの説明欄にございます町税過年度還付金を見込むものでございます。

次に項 02 徴税费、目 01 税務総務費の 70 万 2,000 円の減額は、人件費の調整によるものでございます。次に項 03、目 01 戸籍住民基本台帳費 105 万 3,000 円の減額は人件費の調整によるものでございます。

15 ページをお開きください。

次に、目 02 社会保障・税番号制度は 129 万 2,000 円の増額は、19 負担金・補助金及び交付金で、説明欄にあります情報システム機構関連事務交付金として、通知カードや個人番号カード関連事務等を委任するための経費で地方公共団体情報システム機構に支払うための交付金を見込むものです。

○総務課長（井上 永一君） 次に項の 04 選挙費の選挙管理委員会費 4 万円の減額及び次の項の 06 監査委員費の 8 万 9,000 円の増額はそれぞれ人件費でございます。

総務費は、以上となります。

○福祉保健課長（清水 信行君） 16 ページをごらんください。款 03 民生費、項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費です。01 社会福祉総務費では、職員人件費のうち共済費について所要額の調整のため 9 万円を減額し、16 少子化・定住化対策事業費では若者定住応援補助金について、これまでの実績と新築家屋から今後の申請見込みを考慮して 600 万円を追加し、18 臨時福祉給付金事業費では、職員手当及び負担金・補助及び交付金において、高齢者向き給付金について年度当初の 4 月 1 日から申請を受け付け支給決定をし、なるべく早い時期に支給するという国からの要請に応えるため、時間外での勤務が増加したこと及び前年度の支給実績に比べ申請者数が増加したため、給付金が増額したことにより合わせて 277 万円を追加し、19 国民健康保険事業費では人事異動に伴う職員人件費の調整により 26 万 5,000 円を減額するもので、社会福祉総務費全体では、841 万 5,000 円を増額するものです。

目 02 老人福祉費です。21 介護保険事業費では、16 ページ 02 給料から 17 ページ 04 共済費までは、人事異動による人件費の調整によるもの。28 繰出金では介護給付費及び地域支援事業費について、町の法定負担分について、今後の給付実績の見込みから、合わせて 583 万 6,000 円を減額するものです。

目 03 心身障害者福祉費です。09 障害者自立支援医療事業費では療養介護医療支払事務委託料の確定により 1,000 円を追加し、10 障害者地域生活支援事業費では、現在、NPO 法人タンポポの会に委託し、運営している障害者地域活動支援センターのパン工房の流し台シンクの改修工事を実施するため 6 万 9,000 を追加し、合わせて 7 万円を増額するものです。

目 04 福社会館費です。01 福社会館費では 11 事業費で福社会館に備えつけの消火器を購入するため 8 万 2,000 円を追加、13 委託料では、福社会館のエアコンの基盤が故障し、交換をする必要が生じましたが緊急性があったため、社会福祉協議会の指定管理料から先に支出したことから、その補填のため 248 万 4,000 円を追加し、合わせて 256 万 6,000 円を増額するものです。

項 02 児童福祉費です。目 01 児童福祉総務費では、人事異動に伴う職員人件費の調整により 191 万円の減額、08 子ども医療費町単独助成事業費では利用者増により、01 扶助費で 14 万 6,000 円を追加、09 子育て世帯臨時特例給付金事業費では、平成 27 年度に実施した給付金事業が終了し、補助額が確定したため、交付超過となった国庫補助金を返還するた

め 23 償還金利子及び割引料で、50 万 7,000 円を追加し、児童福祉費全体では 125 万 7,000 円を減額するものです。

目 02 児童措置費です。01 保育所措置費では保育所保育料の補助基準が変更となり、システムに反映するための改修委託として、87 万 5,000 円を増額するもので歳入でもご説明いたしましたが、国庫補助金が 2 分の 1 の補助率で交付されるものです。

目 04 子ども家庭支援センター事業では、18 ページをお開き願います。01 子ども家庭支援センター事業費では 02 給料から 04 共済費まで、人事異動に伴う職員人件費の調整により減額し、11 需用費では 2 階ベランダに設置していた。記録用カメラの修繕費として 16 万 5,000 を追加。13 委託料では雨どいに枯葉がつまり雨がオーバーフローしていたため、専門業者に清掃を委託する費用として 2 万円を追加し、子ども家庭支援センター事業費全体では 141 万 8,000 を減額するものです。

○住民課長（天野 成浩君） 次に項 03 国民年金費、目 01 国民年金総務費 25 万円の増額は人件費の調整によるものでございます。

以上で款 03 民生費を終わります。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 04 衛生費、項 01 保健衛生費です。目 01 保健衛生総務費では、01 保健衛生総務費で、人事異動に伴う職員人件費の調整により、677 万 3,000 円を減額、02 保健福祉センター管理費では 12 役務費で、事務所内の電話機データの設定を変更し、会議室等から外線がかけられるようにするための変更手数料として 1 万円を追加、13 委託料では昨年度更新した電話機の保守委託料について、見込み額の誤りにより 5 万 1,000 円を追加、保健衛生総務費全体では 671 万 2,000 円を減額するものです。

目 03 母子保健事業費では 07 3 歳児健康診査事業費及び 13 乳幼児歯科相談歯科検診事業費において、いずれも 13 委託料で委託費の確定により合わせて 4,000 円を増額するものです。

○住民課長（天野 成浩君） 次に目 04 環境衛生費、01 環境衛生総務費 26 万円の増額は人件費の調整によるものでございます。次に項 02 清掃費、目 01 清掃総務費 2 万 8,000 円の減額は、人件費の調整によるものでございます。

以上で衛生費を終わります。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に款 06 農林水産業費でございます。項 01 農業費、目 01 農業推進協議会費 9 万 2,000 円の減額は人件費によるものです。次の目 02 農業総務費の農作物有害鳥獣対策事業費 39 万 8,000 円の増額につきましては、歳入でご説明いたしましたが、利用する補助事業の変更により検証データの分析を行うため、委託料の増額を見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に 21 ページから 22 ページにかけてお願いいたします。簡易給水施設管理費の 15 工事請負費の 570 万円の増額につきましては、11 需用費で町内 5 地区に設置されている簡易給水施設の修繕費として、160 万円を増額するもので、次の 22 ページの 15 工事請負費では既存の簡易給水施設が建設後 40 年が経過している施設

がほとんどで、劣化や損傷等の老朽化が著しく特に奥、峰、農指、安寺沢の4施設は頻繁に不具合が発生することから、取水の改修、配水管の敷設がえ等の維持補修工事として、410万円を増額するものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に款06農林水産業費、項01林業総務費、目01林業総務費の192万9,000円を増額につきましては、02給料で36万2,000円を増額とし、03職員手当で156万7,000円を増額が説明欄のそれぞれの人件費の調整によるものでございます。

次に、目03森林費の多摩の森林再生事業費585万円の減額につきましては、説明欄でご説明いたしました東京都との契約確定によるもので、次の23ページの委託料549万9,000円の減額を初め、契約に応じた修正及び備品購入費51万4,000円を増額は、老朽化したGPS測量器など事業備品を見込むものです。

次の水の浸透を高める枝打ち事業2万6,000円の減額につきましても、多摩の森林再生事業同様に東京都との契約確定によるもので、契約額に応じた修正でございます。

次の森林セラピー事業費は額の変更はなく、財源組替です。

次の木質バイオマス推進事業費140万2,000円を増額は、本事業は申請により交付され実績により翌年度精算となるため、平成27年度都補助金返還金を見込むことによるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に目04林道治山費の01林道管理費の250万円の増額は、安寺沢線林道の路面に損傷や凹凸が生じ、走行時に危険なため路面整備及び構造物等の維持補修工事として、増額するものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に項03水産業費の水産総務費224万7,000円を増額は人件費によるものです。

以上で、農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

次に款07商工費、項02観光費です。観光総務費622万7,000円の減額は人件費による減額を見込むとともに、節11需用費において、もえぎの湯町民割引証及び優待券の印刷費11万1,000円を増額を見込んだことによるものです。次の観光施設等整備基金費4万8,000円を増額は奥多摩小屋の施設使用料を積み立てるものです。

次の25ページをお開きください。

観光施設維持管理費160万円の増額につきましては、節11需用費修繕費においてもえぎの湯露天風呂修繕のための費用を見込んだことによるものです。

次の観光施設整備事業費の2,050万円の増額につきましては、節13委託料において歳入でご説明いたしました、観光資源を活用した観光振興整備事業は継続となったことから、むかし道梅久保周辺から多摩川の眺望を確保するため、流木2,500本を伐採するための費用を見込み、節15工事請負費1,100万円の増額は川井キャンプ場の排水設備設置に当たり、汚水ポンプ2機を増設する必要があるため、ポンプ設備及び電気工事費用分の増額及びもえぎの湯第2源泉ポンプを交換することをそれぞれ見込んだことによるものです。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に款 08 土木費、項 01 土木管理費、目 01 土木総務費の 10 万円の減につきましては、01 土木総務費で 370 万 8,000 円の減額は給料で 108 万 4,000 円減額とし、職員手当で 177 万 4,000 円の減額は説明欄のそれぞれの人件費の調整によるものでございます。

次に、25 ページから 26 ページにかけてお願いいたします。奥多摩周遊道路管理費の 13 委託金 91 万 3,000 円の増額につきましては、西多摩建設事務所より町が委託を受け小河内振興財団に委託している事業で、奥多摩周遊道路付近における作業等の委託料の額が決定したことにより増額するものでございます。

次に款 08 土木費、項 01 土木管理費、目 01 土木総務費、03 登記事務費 250 万円の増額は、13 委託料で登記地内における未登記路線の解消に伴う測量委託の追加によるもので、また小丹波若者住宅及び栃久保地内における住宅用地について、分筆合筆を行うための測量委託料を増額するものでございます。

次に、05 道路台帳整備事業の 19 万 5,000 円の増額につきましては、13 委託料で道路改良工事及び維持補修工事に伴い、道路形態の変更による幅員等の変更修正を道路台帳補正で行うための作業委託を増額するものでございます。

次に款 08 土木費、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費の 2,650 万円の増額につきましては、13 委託料で 150 万円の増額は大沢小菅線及びその他路線に支障を来す立木及び枝等の伐採委託料を増額するものでございます。

次の 15 工事請負費の 2,500 万円の増額につきましては、各自治会及び P T A の要望等が毎年あり緊急性の高い地区より、順次計画的に町道の安全確保を図るため法面及び道路構造物等の整備を実施しているところでございます。

今回の補正では、特に小留浦地区、登記地区、境地区、中山地区のその他路線の未整備箇所維持補修工事として、増額するものでございます。

次に目 02 道路新設改良費 600 万円の増額につきましては、01 都補助道路新設改良事業費で 96 万 8,000 円の増額は、17 公有財産購入費で 56 万 8,000 円の増額は、市町村土木補助事業で大丹波地内南平熊沢における用地買収費の増加及び購入単価を平成 28 年度単価に見直したことによるもので、次の 22 補償・補填及び買収の 40 万円の増額は市町村土木補助事業で実施している海沢地内の一付線の物件補償立木等の補償として 10 万円を増額し、大丹波地内南平熊沢線は立木の追加により 30 万円を増額するものでございます。

次に、26 ページから 27 ページにかけてお願いいたします。町単独道路新設改良事業費 503 万 2,000 円の増額につきましては、13 委託料で 400 万円の増額は、次の 27 ページの松葉穴沢線における物件調査の再算定委託で 50 万円を増額とし、松葉穴沢線実施設計委託ほかで 350 万円を増額するものでございます。

次に、17 公有財産購入費 43 万 8,000 円の増額は大丹波地内の南平熊沢線用地買収における購入単価を平成 28 年度単価に見直したことによるものでございます。

次に 22 補償・補填及び賠償費 59 万 4,000 円の増額は、大丹波地内南平熊沢線の残土処分場予定地における物件補償立木等の補償として 50 万円を増額し、白丸丸の内西線における物件補償として、9 万 4,000 円を増額するものでございます。次に款 08 土木費、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費 579 万 5,000 円の増額につきましては、04 共済費で 22 万円を減額とし、旅費で 1 万 5,000 円の増額は説明欄の調整によるものでございます。

次に 11 需用費 600 万円の増額ですが、公営町営住宅の退去後のハウスクリーニング及び一般修繕として増額を見込むものでございます。次に目 02 住宅建設費 1,814 万 4,000 円の増額につきましては、01 住宅建設事業の 17 公有財産購入費で 1,414 万 4,000 円の増額は定住促進基金を初め町の土地利用方針に従って、有効活用できることから定住促進基金により先行取得したもので、買い戻しを行うものでございます。説明欄の常磐小留浦地内の住宅用地買収費でございますが、所在地は奥多摩病院先の右側の国道沿いの敷地を先行取得したものでございます。敷地面積は土地 238.01 平米、坪では 78.7 坪、建物が 144.2 平米、坪で 48.3 平米を取得価格は 749 万 7,132 円でございます。次に小丹波、桜久保地内の住宅用地買収費ですが給食センター下のウッドパレスの隣接地で土地を先行取得したものでございます。

敷地面積は土地 557.05 平米、坪数で 184.1 坪で、取得価格は 542 万 0,096 円でございます。

次に、小丹波南ノ原地内住宅用地買収費でございますが、文化会館下の土地で町道からの進入路の用地として提供していただき、先行取得したものでございます。敷地面積は土地 74.74 平米、24.7 坪、取得価格は 122 万 4,166 円でございます。今後、取得した土地につきましては若者の定住化の促進に向けたゾーン別土地利用の方針を踏まえ、有効活用を図ってまいります。

次に 28 ページをお願いいたします。

02 小丹波地内若者住宅建設事業費 200 万円の増額につきましては、13 委託料の説明欄で来年度に計画予定しています、小丹波桜久保地内の若者住宅建設に伴う委託業務を増額するものでございます。

次に 04 大丹波入屋ヶ谷地内若者住宅建設事業費 200 万円の増額につきましては、13 委託料の説明欄で来年度に計画を予定しています大丹波入屋ヶ谷地内の若者住宅建設に伴う委託料を増額するものでございます。

次に、款 08 土木費、目 01 公共下水道費下水道事業特別会計繰出事業費 2,520 万円の増額につきましては、下水道事業特別会計への繰り出し金でございます。

以上で土木費の説明を終わります。

○総務課長（井上 永一君） 次に款の 09 消防費項 01 消防費でございます。非常備消防費は総額で 7 万 7,000 円の増額となります。内訳ですが、非常備消防総務費 3 万円の増額は人件費でございます。消防団費は 4 万 7,000 円の増額で備品購入費で無線機器として、消防団安全装備品整備等助成金によりトランシーバーを 3 台を購入し、有事の際あるいは

行事の際に活用するものでございます。次の消防施設費は総額で 230 万円の増額でございます。内訳ですが、消防施設維持管理費の 30 万円の増額は、工事請負費として 29 ページをごらんください。

第 1 分団、丹三郎詰所の排水設備接続工事費の増額によるもの。次の町単独消防施設整備事業費の 200 万円の増額は、来年度建設を予定しております第 3 分団の海沢詰所の設計委託費につきまして、建設予定地の建築申請に係る地質調査費、崖判定費、現況測量費が追加で必要となったことから増額をさせていただくものでございます。

次の防災費は総額で 204 万円の増額でございます。事業費の食糧費 162 万円の増額は、地域備蓄用飲料水購入費用でございます。これは、6 月に伊豆諸島の利島村で、井戸水の取水ポンプが故障し、渇水になる見込みであることから、東京都町村会からの要請を受け町の中長期避難場所の防災倉庫で管理している災害備蓄飲料水 500 ミリリットル 6,000 本を緊急支援をいたしました。その支援した飲料水を補充するための費用でございます。

次の負担金・補助及び交付金 42 万円の増額は高齢者世帯への安全装置付コンロ購入費の補助として、申請件数の増加により、増額させていただくものでございます。

消防費は、以上でございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に款の 10 教育費でございます。

まず、項 01 教育総務費の事務局費でございますが、75 万 8,000 円の増額となります。内訳でございますが、01 事務局費の 14 万 3,000 円の減額は教育長の特別職への移行を含め、人件費の調整によるもので、次の 30 ページの 03 学校教育施設整備基金費の 90 万 1,000 円の増額は、旧古里中学校校舎等の貸家料及び利子について、新設した学校教育施設整備基金に積み立てる経費を計上するものでございます。

次に 01、教育指導費の 113 万 3,000 円の増額は、使用料及び賃借料では古里小学校のパソコン教室用の機器がこの 9 月末でリース期限を迎え撤去いたしますが、このサーバーが教職員が使用しているパソコンのサーバーを兼ねていたことからこのサーバー機器のみリース期間を 3 月末まで延長して見込むものです。

また、負担金・補助及び交付金では、歳入でもご説明しましたが、オリンピック教育推進校事業補助金は当初予算では、古里小学校 1 校で予定していたところ平成 28 年度から都内全ての公立学校が対象となったことから増額計上するもので、人権尊重教育推進校事業補助金は古里小学校が、道徳教育推進拠点校事業補助金は氷川小学校が、それぞれ東京都から指定されたことに伴い、新規計上するものでございます。

次に項 02、小学校費でございます。学校管理費の 01 小学校管理費の 26 万 2,000 円の増額は、委託料で建築基準法の一部改正により、定期報告制度に新たに、防火扉や防火シャッターなどの防火設備検査報告の項目が追加されたため計上するものでございます。

31 ページをごらんください。

次の教育振興費の 01 小学校教育振興費は財源組替によるもの。次の学校建設費の 01 小学校建設事業費では、委託料で水道施設直結化実施設計委託の終了に伴う減額を見込み、

次の工事請負費で、小学校補修工事の増額補正を行うもので、小学校建設事業費の総額では増減はございません。

次に項 03 中学校費でございます。学校管理費の 01 中学校管理費は 38 万 5,000 円の増額となります。内容ですが、役務費では、古里中学校から奥多摩中学校への備品等運搬料の増額を、委託料では、小学校管理費と同様に防火設備定期検査報告の委託料を、原材料費では奥多摩中学校校庭の砂の購入費を。備品購入費では体育館演台袖机用カバーの購入費をそれぞれ計上するものでございます。

次の教育振興費は 11 万円の増額でございます。32 ページをごらんください。内訳でございますが 01 中学校教育振興費の 16 万円の増額は、委託料では、宿泊行事への外部看護師の派遣委託料を、負担金・補助及び交付金では、生徒修学旅行補助金 5 万円の増は次の 04 奥多摩中学校教育振興事業費負担金・補助及び交付金の校外学習等補助金 5 万円の減額から予算組替を行うもので、奥多摩病院看護師の宿泊経費相当分となります。

1 つ戻っていただき、移動教室補助金の増は、同じく 2 年生のスキー教室への奥多摩病院看護師の宿泊経費相当分を新たに計上するものでございます。

次に、項 04 給食費の 01 給食管理費 26 万円の減額につきましては、人件費の調整によるものでございます。

次に項の 05 社会教育費でございます。01 社会教育総務費の 192 万円の増額は次の 33 ページにかけて、人件費の調整によるものでございます。

次の 01 文化財保護事業費の 29 万円の増額は、需用費の光熱水費で南氷川の旧おくたま地域振興財団事務所について、平成 28 年度から予算化した古文書目録作成業務委託の作業場所として使用したいため、電気料水道料を半年分を計上するものでございます。

次の 01 水と緑のふれあい館運営事業費の 18 万 9,000 円の減額は人件費の調整によるもの。次の 06 美術館事業費の 16 万円の増額は、需用費の修繕費で日原ふるさと美術館エアコンのオーバーホールを行うもので、次の 01 森林館事業費の 62 万 3,000 円の増額は、需用費の修繕費で森林館の玄関タイル修繕及び音響機器等の修繕を行うものでございます。

34 ページをごらんください。次に項の 06 保健体育費でございます。01 保健体育総務費の 54 万円の増額につきましては町民体育祭にオリンピックを招聘する経費を増額し、オリンピック・パラリンピックの成功に向けた区市町村支援事業である、スポーツ振興等事業費補助金を限度額である 500 万円まで充当するものでございます。

次の体育施設費の 03 総合運動場維持管理費の 14 万円の増額につきましては、需用費の修繕費で登記原総合運動場の芝生スプリンクラー用のタンクが水漏れしたことからバルブ等の修繕費を計上したものでございます。

教育費につきましては以上でございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の款 12 公債費では、長期債元金償還費 70 万 5,000 円の増、次の長期債利子返還 217 万 6,000 円の減につきましては、いずれも臨時財政対策債及び減税補填債の借り入れ後 10 年経過に伴う利率の見直しにより額が確定したことに

よるものでございます。

次の諸支出金定住促進基金費 11 万円の増は 35 ページをお開きいただきまして、歳入の住宅使用料でご説明をさせていただきました若者定住応援住宅の使用料 10 カ月分を、基金に積み立てるものでございます。

次の款 14 予備費 93 万 8,000 円の増は予算調整によるものでございます。

最後に、少し飛びますが 38 ページをお開きください。町債の現在高の見込み等に関する調書でございます。最下段の合計欄をごらんください。表の左から前々年度末現在高は 25 億 4,898 万円。その右前年度末現在高は 24 億 8,180 万 4,000 円。当該年度中増減見込み額のうち起債見込み額 1 億 2,491 万 3,000 円は臨時財政対策債で、その右元金償還見込み額は 2 億 1,103 万 3,000 円。右端の当該年度末現在高見込み額は 23 億 9,568 万 4,000 円となっております。ただしこの中で下から 5 行目でございますが、2 その他起債の右端当該年度末現在高見込み額が 21 億 5,644 万 3,000 円となっておりますが、この起債全体額での全体では 90%を占めておりますが、これは臨時財政対策債を初めここにある 3 種類の起債につきましては、元利償還費が本年度地方交付税で、100%算入をされるということでございますので、これを除く 1 行目の普通債の右端、当該年度末現在高見込み額 2 億 3,924 万 1,000 円が実質的な返済する起債残高となっております。

以上で、議案第 67 号平成 28 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第 67 号の説明は終わりました。

次に議案第 68 号及び議案第 69 号についての説明を求めます。

観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） それでは議案第 68 号、平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。5 ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、目 01 繰入金、前年度繰越金につきましては 27 年度決算の確定に伴い見込むのです。

次に 6 ページをお願いいたします。歳出となります。一般管理費の 146 万 2,000 円の減額につきましては、人事異動によるもので職員給与等となりますので後ほど給与明細でご説明をさせていただきます。

次の事業費の 335 万 5,000 円の増額につきましては、需用費では消耗品費 77 万 3,000 円と非常時に備え、計画的に備蓄しております非常食購入のため食糧費 14 万 3,000 円の増額と修繕費 126 万 3,000 円の増額を実績及び今後の見込みにより、節 16 原材料費 30 万円の増額は、獣害防止ネットの購入により、節 18 備品購入費の 87 万 6,000 円の増額は、防災用備蓄倉庫やテント等イベント備品の購入をそれぞれ見込んだことによるものでございます。

次の款 02 予備費 19 万 7,000 円の増額は予算調整によるものです。

次に8ページをお開きください。給与明細です。上段の総括表をごらんください。表の1番下、比較欄の給与費の左から2つ目給料51万7,000円の減額を、職員手当は43万5,000円の減額、内訳としましては、下段の職員手当の内訳にございます地域手当4万2,000円及び通勤手当3万3,000円並びに期末勤勉手当28万円、退職手当組合8万円の減額を見込み上段の表の給与費合計で、95万2,000円の減額となり共済費を51万円の減額、合計で、146万2,000円の減額となります。

以上で議案第68号の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第69号、平成28年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)の内容につきましてご説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。初めに歳入でございますが、款04繰越金の前年度繰入金につきましては、27年度決算に伴い増額するものです。

次に6ページをお願いいたします、歳出となります。一般管理費108万3,000円の減額につきましては、人事異動によるもので職員給与等となりますので後ほど給与明細書でご説明いたします。

次の利用管理費379万5,000円の増額につきましては、事業費では修繕費219万3,000円の増額を前年度実績により見込み、節12役務費では自動車自賠責保険料1万2,000円の増額を見込み、節13委託料ではホームページの改修等更新委託150万円の増額を、節18備品購入費9万円の増額は老朽化したケビン冷蔵庫2台の購入をそれぞれ見込んだことによるものでございます。

次に7ページをお開きください。予備費3万5,000円の増額につきましては予算調整でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。給与明細です。上段の総括表をごらんください。表の1番下比較の給与の左から2つ目、給料48万5,000円の減額を、職員手当は23万8,000円の減額、内訳としましては、下段にございます各種手当のうち扶養手当7万2,000円の増額、地域手当3万3,000円及び通勤手当8万2,000円並びに期末勤勉手当24万円、退職手当組合7万5,000円の減額を見込み、児童手当12万円の増額を見込み、給与費計では72万3,000円の減額となり、共済費は36万円の減額、合計で108万3,000円の減額となります。

以上で、議案第69号の説明を終わらせていただきます。

○議長(須崎 眞君) 以上で議案第68号及び議案第69号の説明を終わりました。

お諮りします。会議の途中であります、ここで休憩にしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって午後1時0分から再開いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第 70 号から議案第 72 号までについての説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは初めに議案第 70 号、平成 28 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 02 国庫支出金、項 01 国庫負担金の療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金のそれぞれ 1,000 円の減は、平成 27 年度の会計の確定により過年度分についての国負担分の追加交付がなかったことから、窓開け分について減額するものです。

次の項 02 国庫補助金でございますが、当初予算では 01 調整交付金として、国保事業保険事業についての補助金に加え平成 30 年度から、国保の都道府県化が実施されますが、その事前準備のために必要となるデータについて、市町村から都道府県に送るためのシステム改修費用に充てるための費用として 300 万円を見込んでおりました。ここで新たに 02 で、国保制度関係業務準備事業費補助金として目を分け充当事業を明確にしたところから、目 01 調整交付金では、300 万円の減額となるところですが、新たに特別調整交付金として、糖尿病重症化予防事業に要する費用に対する補助金について、200 万円を見込んだことから差し引き 100 万円の減額となり、目 02 では、ただいまご説明いたしました、国保制度関係業務準備事業費補助金として 300 万円を追加し、国庫補助金全体では 200 万円の増額となります。款 03 療養給付費交付金 203 万 4,000 円の増額につきましては、退職被保険者等療養給付費交付金について、平成 27 年度分の追加交付によるものです。款 05 都支出金、項 02 都負担金特定健康診査等負担金 1,000 円の減額は、特定健康診査等負担金の確定により過年度分について追加交付がなかったことから、窓開け分について減額するものです。

次の款 09 繰越金のその他繰越金は平成 27 年度の会計の確定により、75 万 7,000 円を減額し 924 万 3,000 円とするものです。

6 ページをごらんください。歳出でございます。款 01 総務費の一般管理費では歳入でもご説明いたしましたが、国保の都道府県化の準備に伴うシステム改修について、国庫補助金で目を分けたことによる財源組替で予算の増減はございません。

款 05 老人保健拠出金ですがご承知のように老人保健制度につきましては、平成 19 年度で終了し、平成 20 年度からは、後期高齢者医療制度が発足しておりますが 19 年度までに行われた診療報酬の過誤調整に充てるため、平成 27 年度までの経過措置が実施されておりました。ここで社会保険診療報酬支払基金からの通知により、拠出金額が 0 円で確定したことから老人保健医療費拠出金については皆減、老人保健事務費については請求額の確定により 1,000 円を減額するものです。

款 08 保健事業費、項 01 特定健康診査等事業費では、歳入の調整交付金についてのご説明を申し上げましたが、糖尿病重症化予防のための保健事業を実施するためのデータ分析

に充てる費用として委託料で 205 万 2,000 円を増額するものです。

7 ページをお開き願います。款 11 諸支出金の償還金は、平成 27 年度の会計の確定に伴い、国都支出金及び療養給付費交付金の超過交付分を返還する必要があることから所要の額を増額するものです。款 12 予備費は予算調整です。

以上で議案第 70 号の説明を終了いたします。

次に議案第 71 号平成 28 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 01 保険料、項 01 後期高齢者医療保険料では、現年度分特別徴収保険料は 510 万 9,000 円の減、現年度分普通徴収保険料は 53 万 4,000 円の増となります。これまで後期高齢者医療保険料の予算につきましては、広域連合から示される保険料負担見込み額の 7 割を特別徴収分として予算計上しておりましたが、当初賦課の結果、被保険者数や所得の伸びがなかったことで、510 万円余の乖離が生じたことから、予算を減額する補正を行うものです。

滞納繰越分普通徴収保険料 58 万 4,000 円の増は、平成 27 年度からの滞納繰越の確定によるものです。款 03 繰越金は平成 27 年度の会計の確定に伴い 330 万円を増額し、330 万 1,000 円とするものです。款 04 諸収入では、受託事業として行っている葬祭費支給事業について、平成 27 年度の町の負担金が過払いであったことから 125 万円の還付を受けること及び滞納繰越分保険料の徴収により、あらかじめ未収金補填分として、広域連合に負担していたものから徴収分について還付を受けるもので、雑入の総額を 148 万 1,000 円とするものです。

6 ページをごらんください。歳出でございます。款 02 広域連合納付金、項 01 広域連合分賦金 46 万円の減額は歳入の保険料の減額に合わせて、保険料等負担金を減額するものですが、特別徴収保険料減額分につきましては、特定財源から一般財源へと財源を組みかえておりますが、今後の医療費の実績により最終補正で減額する予定となっております。款 05 諸支出金、目 03 広域連合返還金 125 万円の増額は、後期高齢者医療被保険者葬祭費支給事業に係る受託金について、額の確定により広域連合に返還するため増額するものです。

次の項 02 一般会計繰出金は財源組替によるもので、予算の増減がございません。

以上で、議案第 71 号の説明を終了いたします。

次に議案第 72 号、平成 28 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 01 保険料は滞納繰越分保険料について、滞納繰越額の確定により 135 万 5,000 円を増額するものです。款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金介護給付費国庫負担金について、介護給付費の見込みにより現年度分については、665 万円を減額。過年度分については当初見込んでいた窓開け分について減額し合わせて 665 万 1,000 円減額するもので、次の項 02 国庫補助金では財政調整交付金において、交付額の見込みにより現年度分で 287 万円の減、過年度分については、額の確定により窓

開けで計上していた額について減額するもの。地域支援事業交付金では同じく過年度分の額の確定により介護予防・日常生活支援総合事業では窓開け分の減額、包括的支援事業・任意事業においては追加交付分として18万8,000円増額し、国庫補助金全体では268万4,000円減額するものです。款04支払基金交付金では、介護給付費交付金において、現年度分では給付費の見込みにより1,148万円の減、過年度分では窓開け分の減額1,000円を減額し、地域支援事業支援交付金では過年度分の窓開け分の減額により支払基金交付金全体では1,148万2,000円を減額するものです。

6ページをごらんください。款05都支出金、項01都負担金では介護給付費負担金において、国庫負担金、支払基金交付金と同様に給付費の見込みにより667万5,000円減額し、過年度分の窓開け分の減額と合わせて667万6,000円を減額するものです。項02都補助金では地域支援事業交付金について、過年度分の額の確定により介護予防・日常生活支援総合事業では、窓開け分として計上していた1,000円について減額し、包括的支援事業・任意事業においては、過年度分の追加交付として9万3,000円を増額するもので、都補助金全体で9万2,000円を増額するものです。款07繰入金のうち、項01一般会計繰入金では介護給付費繰入金の現年度分については、国・都と同様に町負担分について見込みにより減額、介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業の過年度分については、それぞれ窓開け分を減額するもの。地域支援事業繰入金包括的支援事業・任意事業では過年度分の追加交付追加繰り入れとして、都補助金と同額の9万3,000円を増額、その他一般会計繰入金では地域支援事業に要する費用のうち、法定負担分を超えるものについて、一般会計から繰り入れるものですが、平成27年度で繰り入れる金額について、過年度分の繰入金として246万9,000円を追加し、一般会計繰入金全体では256万5,000円を減額するものです。

7ページをお開き願います。款10繰越金は平成27年度の会計の確定により2,625万9,000円を追加し、2,626万3,000円とするものです。

8ページをごらんください。歳出でございます。款02保険給付費、項01介護サービス等諸費では、実績に基づき居宅・介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費について、合わせて4,400万円を減額するものです。

次の項02介護予防サービス等諸費では、介護予防サービス給付費について実績に基づき300万円を増額、地域密着型介護予防サービス給付費については、200万円を減額し、差し引き100万円を増額するものです。

次の項04高額介護サービス等費では、同じく実績に基づき高額介護サービスについて200万円を減額するものです。

9ページをお開き願います。項05町特別給付費では配食サービスの利用者の増加見込みにより100万円を増額するものです。

次の項06特定入所者介護サービス等費では、対象となる低所得の要介護者の増加により、400万円を増額するものです。款04基金積立金1,912万2,000円の増は、現年度分の特別

徴収及び普通徴収保険料のうち介護給付費に充てる法定割合を超える部分、滞納繰越分の保険料額の確定に伴う保険料相当額及び歳入でご説明した、地域支援事業における国と社会保険診療報酬支払基金及び町負担分の追加交付分について、今後の事業運営のため、介護給付費準備基金として積み立てるための予算措置です。

10 ページをごらんください。款 06 諸支出金の償還金 1,763 万 5,000 円の増は、平成 27 年度の会計の確定に伴い、超過交付となっている介護給付費及び地域支援事業費に係る国都負担金及び支払基金交付金について、返還するため増額するものです。項 02 繰出金一般会計繰出金は、同じく会計の確定に伴い一般会計に返還するため増額するものです。

11 ページをお開き願います。款 07 予備費は財源調整により 9,000 円を減額し 38 万 1,000 円とするものです。

これで議案第 72 号の説明を終了いたします。

以上で、議案第 70 号、議案第 71 号及び議案第 72 号についての説明を終了いたします。

○議長(須崎 眞君) 以上で、議案第 70 号から議案第 72 号までの説明は終わりました。次に、議案第 73 号についての説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長(須崎 政博君) それでは議案第 73 号、平成 28 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)につきましてご説明を申し上げます。

5 ページをお願いいたします。歳入になります。款 03 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 2,520 万円の増額につきましては、01 下水道事業繰入金として小河内処理区で 206 万 7,000 円の増額、奥多摩処理区で 2,507 万円増額となるもので、02 浄化槽市町村整備推進事業繰入金では 247 万 7,000 円の減額となるものでございます。主に維持管理費にかかる費用でございます。

次に、6 ページをお願いいたします。歳出になります。款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 02 維持管理費 723 万 2,000 円の増額につきましては、01 小河内処理区の 268 万 7,000 円の増額のうち 11 需用費 130 万円の増額は、小河内処理区の下水道区域内における管渠等の維持補修管理に係る修繕費の増額を見込むものでございます。

次に、15 工事請負費 138 万 7,000 円の増額は、下水道管理区域内に設置している配管などの不具合に対応するため緊急補修工事を増額するものでございます。

次に、02 奥多摩処理区の 454 万 5,000 円の増額のうち、11 需用費 100 万円の増額は奥多摩処理区の下水道区域内における管渠等の維持補修管理に係る修繕費の増額を見込むものでございます。

次に 13 委託料 95 万 5,000 円の減額は、奥多摩処理区の維持管理業務委託は 100 万円の減額とし、使用料徴収事務委託は 4 万 5,000 円の増額となり、それぞれが額の確定によるものでございます。

次に、15 工事請負費の 450 万円の増額は、奥多摩処理区域内における緊急補修工事などに伴い増額するものでございます。

次に 6 ページから 7 ページにかけてをお願いいたします。款 02 事業費、項 01 下水道事業

費、目 02 下水道事業費 2,430 万 8,000 円の増額につきましては、小河内処理区の 8 万円の減額は共済費の調整によるものでございます。

次に奥多摩処理区の 2,438 万 8,000 円の増額のうち、02 給料から次の 7 ページの 09 旅費までは、人事異動のため、説明欄に記載のそれぞれの調整により増減するものでございます。

次に、11 需用費 1 万 4,000 円の増額については、公用車の使用頻度の増加を見込むものでございます。

次に、15 工事請負費 2,500 万円の増額につきましては、奥多摩処理区内における下水道切替工事及び公共マス設置工事に伴い、増額するものでございます。

次に 7 ページから 8 ページにかけてお願いいたします。款 02 事業費、項 02 浄化槽市町村整備推進事業費、目 02 浄化槽市町村整備推進事業費 247 万 7,000 円の減額のうち、02 給料から 04 の共済費までは人事異動のため説明欄記載のそれぞれの調整により増減するものでございます。

次に、12 役務費 4,000 円の増額は、使用料確認手数料を増額するものでございます。

次に 8 ページをお願いいたします。款 03 公債費、項 01 公債費、目 02 利子長期債利子 387 万 7,000 円の減額につきましては、説明欄記載の長期債利子の額の確定に伴うものでございます。

次に、款 04 予備費、項 01 予備費、目 01 予備費 1 万 4,000 円の増額につきましては、歳入歳出予算額の調整により計上したものでございます。

次に 9 ページをお願いいたします。給与明細書でございまして、主に職員の異動によるものでございます。補正予算前後の比較で給与費欄の給料は 106 万 9,000 円の減額は次に職員手当 77 万円の減額となりますが、内訳につきましては下表をごらんください。扶養手当 14 万 4,000 円の増額、地域手当 11 万 7,000 円の減額、通勤手当 6 万 1,000 円の減額、期末勤勉手当 61 万円の減額、退職手当組合負担金 24 万 6,000 円の減額、児童手当 12 万円の増額となります。給与費としては 237 万 9,000 円の減額となります。共済費 82 万円の減額を加えて、合計 319 万 9,000 円の減額となります。

次に 10 ページをお願いいたします。町債に関する調書でございます。表の一番右端の当該年度末における現在高見込み額は下水道整備事業費と浄化槽市町村整備推進事業費 45 億 900 万 3,000 円を見込むものでございます。

以上で、議案第 73 号の説明を終わります。

○議長(須崎 眞君) 以上で、議案第 73 号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案第 67 号については、歳入歳出、それぞれを一括して質疑を行い、議案第 68 号から議案第 73 号までについては、歳入歳出を含め一括して行います。

初めに議案第 67 号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 番村木議員。

○10 番(村木 征一君) 10 番村木です。1 点教えていただきたいと思います。7 ページ

ですけれども、歳入の地方交付税、先ほど課長から説明がありましたけれども交付決定による増ということでございますけれども、大変大きな金額がここで増額をされているわけですけれども、普通交付税ですので、特別な事情とはいえないんじゃないかと思うんですけれども何かのそういう事情があったのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思いません。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 10 番村木議員のご質問にお答えをさせていただきます。この地方交付税でございますけれども、これ平成 27 年度の普通交付税の交付額は 15 億 4,500 万円ほどでございましたけれども、当初で、今回組んでおりますのが 13 億 4,500 万ということで、歳入については固めに低目に見込んでいるということで、当初予算の組み方の中で、低目に見込んでいるという中でございます。そのようなことで、今回その交付決定をいただいて 2 億 1,900 万円ほど増になるんですけれども、実質の増につきましては、15 億 6,411 万 7,000 円ということでございますので、増えている分については 1,827 万 4,000 円ということで、率に直しますと 1.2%ほどの増にとどまっているということで、予算の組み方の問題で、今回増が大きいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに。6 番石田議員。

○6 番（石田 芳英君） はい、6 番石田でございます。

7 ページの総務費国庫補助金のところで、この個人番号カード交付事業費補助金増ということで 129 万 2,000 円。支出のほうでも同額が増額補正になっておりますけれども金額が交付決定、通知というのがご説明でしたけれども、実際上の個人番号カードの交付状況ですか、現状どうなっているかちょっと教えていただければと思います。

○議長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） 6 番石田議員のご質問にお答えいたします。

実際の交付状況でございますけれども、28 年 9 月 1 日現在、個人番号カードの交付枚数は 139 枚となっております。申請件数が 383 件ですので、交付率に申しますと 76.8%という状況でございます。よろしいでしょうか。はい。

○議長（須崎 眞君） ほかに。石田議員。

○6 番（石田 芳英君） 交付率 76.8%を申請してきた件数というのがまだ足りない部分というのは、これどういう事情なんでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） この部分がまだ足りない部分については、町に交付番号のマイナンバーのカードが届いているんですけれども、取りに来られてないということです。

○議長（須崎 眞君） ほかに。11 番師岡議員。

○11 番（師岡 伸公君） はい、11 番師岡でございます。

9 ページに教育費委託金の中で、オリンピックの意識高揚のためにいろんな形でこうい

う予算措置をいただいていますけれども、今後、教育だけでなくいろいろな観光事業にしても土木事業にしても、この向こう3年間、いろんな形の予算措置や要望というのはやりとりされるのではないかと思うんですね。思い起こせば昭和39年の東京オリンピック、私は小学校5年でしたけども、各駅、青梅も奥多摩も至るところに文化国家日本を高めようみたいなことをやって、それこそペンキで描いたような当時は。それをもって我々都民、市民、町民は意識を高揚していたわけですが、そんな中で、今まで町も東京都に対していろんな要望、お願いをし続けてまいったと思うんですが、特に町長がずっと懸念している東京なのにトンネルが大型バスの交互通行ができないんだというふうなことも含めて、さまざまな要望している中で、今後オリンピックの開催時に向けてまで、我々、奥多摩、西多摩、東京で開催されるオリンピックの中でどうやって、意識高揚してなおかつアピールして、予算を何とかつけてもらって実際のオリンピックを迎えられるかなというふうな感じがあるんですね。というのは、町長も町村会の会長として、いろんな形でそういう東京都の当局やそれから都議会などもいろんなお話をされていると思うんですが、当時は昭和39年は聖火リレーを奥多摩町民の方も何人かやっていて、今でもその方が、そのことを思い出していらっしゃると思うんですけど、そういう予算的な要望だけでなく、そういう意識高揚するためのその政策的な、なんていうんですか、やっぱり要望みたいなものもこれからは、多分町長もやられるんじゃないかと思うんですが、そのあたり町長もお話を聞かせていただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） ただいま、師岡議員からお話ありましたようにあともう4年を切ったわけでございますからこの東京オリンピック・パラリンピックを成功させようというのは、国あるいは東京都あるいは都民であり23区26市13の町村は同じ気持ちでございます。しかしながら、単独で、なかなか自前で、予算措置をしてやるというのはなかなか難しい話でありますので、その間に、一番遅れている事業といいますか首都東京で、東京オリンピック・パラリンピックがやられるという意味では、私自身、お話がありましたように、東京都の中に大型バスが交換できないトンネルが20もあるんだと。これは、ずっと東京オリンピック・パラリンピックがある前から言い続けております。特に議員の皆さんも出席していると思いますけれども日比谷の道路促進大会。数年前でございますけれども、代表で壇上に登らせていただいて意見を言わせてもらいましたけれども、そのとき以来、この問題についてはあらゆる機会を通じて、このお話をさせていただいております。

こういう大きな事業というのは国、東京都がやらないとできないわけでありまして、過去の歴史をみますと、あのトンネルというのは昭和の18年から32年にかけて、小河内ダムが建設されましたけれども、小河内ダムを建設するための建設用の道路だったんです。それが最終的には東京都水道局が所管していた道路を国道411号の国道に移管がえをしたという経緯がございます。以来、ずっとそういう状態が続いているわけですから、この機会に声を大きくしながら議員の皆さんがあちこちで、この問題については、発言して

いただくとありがたいなというふうに思います。既に見ていただくとわかるように山梨県側はもう丹波山まで、相当のいい道路ができております。これは、過去の部分を見ますと、十数年来かかっております。そういう点で、そういう部分は大きな目標の1つの部分から、これ4年やそこらでできませんけれども、これから先の問題として、こういう機会を捉えてやっていく事業ではないかなというふうに思います。

また東京オリンピック・パラリンピックに関しましては、東京都の町村会としては、13の町村を聖火が、全部の町村に回ってほしいという要望をここ2、3年にわたって、要望をしております。なかなか難しい部分があるかと思っておりますけれども、引き続きそれをしていこうとそれからフラッグについては、これはそれぞれの町村で、いろんな行事があるときに、フラッグの本物は都庁の知事室においておくようでございますけれども、その部分をそれぞれの町村が、いろんな部分でやるときには、そのフラッグを持って、オリンピック・パラリンピックの醸成をしていこうということでございます。今まだ本格的に決まったわけではございませんけれども、1つには計画としてあるようでございますけれども、この秋に、町民体育祭をずっとやってきております。そこにアスリートを呼ぶというのはもう決まっておるんですけれども、アスリートを含めてフラッグとそれから知事が来るのではないかと、来たいというような情報が入っておりますので、そういう部分であるとか、それから、年間を通じて子どもたちに東京オリンピック・パラリンピック、要するにオリンピックに対する醸成事業というのは、今後も続いていくのではないかなというふうに思います。現在の状況ですと26市13町村の中では、府中の自治会館、あそこに1つのPR的な部分がございますけれどもそういう部分を、もう少し輪を広げようというお話もございます。そういう点で、この醸成の気運については東京都自身が、来年度予算あるいは再来年の予算で、市町村に対するどういう支援策をしてくれるのかなというのを注視してございます。全く10分の10で0というわけにはいかないかもしれませんが、それぞれの市町村が工夫をしながら東京都の財政支援を受けて、地域に住んでいる人たちが徐々に気持ち盛り上がるというか、そういう部分を醸成していかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

そういう点で、予算措置あるいは東京都の支援を受けながらいろんなことを含めて、これから計画をしていく必要があるのではないかなというふうに感じているところでございます。また、議員の皆様方がいろんなアイデア、特に今年山の日ができましたけれども、そのときにもいろんな意見をいただいておりますので、いろいろなアイデア、提言がありましたらまたご指導を賜ればありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第67号の歳入の質疑を終結します。

次に議案第 67 号の歳出の質疑を行います。質疑はありますか。

8 番高橋邦男議員。

○8 番（高橋 邦男君） 8 番高橋です。30 ページのほうをお願いします。教育費の教育指導費。先ほど師岡議員のほうからもお話がありました。オリンピック教育推進校事業補助金のところでちょっとお伺いしたいと思います。

学校のほうで、何かもう既に計画があるのかどうか。予算をつけただけで、まだこれからということかもしれませんけども、もしあるのであればちょっとお知らせをお願いしたいなと思います。

それからその件で、自分なんかも東京オリンピック前回の東京オリンピックのときは小学校確か 6 年生だったと思います。そのとき小学校 6 年生と中学 3 年生、たしか抽せんだったかと思うんですけど、オリンピックを見学というんですかね、行った記憶があるんですけども、その辺も先ほど町長の話に加えて、そういう子どもがやっぱり夢を抱く、そういう大きな場だと思しますので、そういうものも要求をしていただければありがたいなと思います。それに対しては別に回答結構ですから、学校のほうの計画があるかどうかだけお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） ただいまの 8 番高橋議員のご質問にお答えいたします。この東京都の委託金につきましては、今年度から公立の学校全てに交付をされるということで、今までの 1 校当たり 50 万円から 30 万円ということで、金額の方は減額になっております。どういった経費がこの交付金、委託金の対象になるかということですが、いろんな各種講師を呼ぶオリンピック・パラリンピアンを含め呼ぶ経費であります報償費ですとか、需用費、消耗品等それから体育の授業で使う体育の備品関係等が対象となっております。東京都からは委託金という形で町に入りますが、町からは各学校に補助金という形で支出をするということでございます。今年度の計画ですが、現在小学校のほうにつきましては、小学校 2 校でパラリンピックの正式種目となっております、座った姿勢でバレーボール行うシッティングバレーというものを氷川小、古里小、同日に午前午後と分けて実施をする予定であります。中学については、現在のところまだ具体的な計画がないというところからこれからはとなります。例年オーストラリアからバイロンベイの高校生が奥多摩に受け入れで来るんですが、今年残念ながら、ちょっと相手の方の派遣者がそろわず、中止ということになってしまいました。本来ですとこの事業についても外国文化と触れるというところで事業に充てていこうという予定でいたんですが、ここについては中止になってしまったというところです。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかにありますか。7 番宮野委員。

○7 番（宮野 亨君） 31 ページ。教育費、中学校管理費の中の先ほどご説明がありました 16 の原材料費、奥多摩中に砂とありましたんですが、砂の使用目的をグラウンドにま

くのか砂場をつくるのか。そのところちょっとお知らせしていただきたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 7番宮野議員のご質問にお答えいたします。

こちらの砂につきましては、野球部からの要望もありまして、グラウンドの砂が飛んでしまったところにまくというものでございます。砂の種類は、グリーンコートという通常の土よりも比重が大きく排水性とクッション性がいいというものです。またほこりが飛びにくく、霜にも強いというものなのですが、今回ここで計上しているものについては、4トン車に3立米ずつ2台。6立米程度を予定しているということで、グラウンドの一角に積んで、生徒たちが必要な箇所にまいて使用するという予定であります。

○議長（須崎 眞君） ほかに。5番小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。27ページの公有地財産購入費の単価を変更したというふうに聞きましたけど、単価はどんな基準で決めているのかってということと、29ページの3分団海沢詰所の改築計画をわかりましたらちょっとお知らせいただきたいのと、最後に特殊勤務手当とあるんですけど、これのちょっと内容がよくわからないので、教えてください。お願いします。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 5番小峰議員の質問にお答えします。購入費の単価でございますが、27年度単価で当初組んでおりましたが、28年度の購入単価につきましては、評価額、近傍価格でございますが、そうしたものを基礎資料としまして購入単価の見直しを行いました。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 小峰議員の2点目の質問の海沢の詰所でございますけれども、当初今ある場所に改築を予定しておりましたけれども、一付線の道路があそこに入ってくるということで、自治会館前の広場、あそこを有効に使うために、今の詰所は入り口部分として使用したいということがありまして、地元の自治会等ともいろいろ場所等について相談をしておったわけですが、自治会館のところは昔の剣道場がございまして、今あの剣道場は特に使用されていないと、倉庫のみであるということ、また、裏に回ると大分劣化が激しくて、大分傷んでいるというようなことでございまして、特に自治会でも昔のように剣道場を使ったり、何かに使ったりするということではないということでしたので、できれば剣道場を取り壊して、その後に詰所と自治会の倉庫あわせて建設したいということでございます。その関係で剣道場の裏も多少広くなっておりますので、自治会等とも相談しながらどういう形で建てるのが一番いいか、そこら辺を今検討しているところでございます。そのために、若干調査が必要になったということでございます。

それと、特殊勤務手当のどの部分ですか。

○5番（小峰 陽一君） 37ページの特殊勤務手当。

○総務課長（井上 永一君） 特殊勤務手当というのは、著しく危険であったり不快であったり不健康あるいは困難な職務ということで、これを主に病院等の看護師さんや医師等が死体の処理手当ですとか危険薬品の取扱手当というようなことをございますけれども、この一般会計に載っている部分については、これ保健師も同じような役割もあるということから、その保健師がそういう職務に当たっているということで、特別な勤務しているということから手当として支給をしているものでございます。

○議長（須崎 眞君） ほかにございますか。9番原島議員。

○9番（原島 幸次君） はい、9番原島でございます。

27 ページの住宅建設事業費款の 01 ですか、そこでの常磐琴浦の住宅用地購入になっております。これは、役場で何年か前に購入した場所があると思うんですが、そのところへ新たに購入されたんではないかなと思うんですが、ちょっと場所がよくわからないんですが、それで前の面積と今度合わせた面積が、相当な広い場所になるのではないかと思います。もし何かつくる目的があるのか、あるいは青写真等もある程度こんな予定でいたいかあるいは、あそこには病院がありまして包括支援センターがあるしデイサービスもある。それには場所も狭いからそちらへ移して駐車場が広いからとか何かあるのかなと思って、公有財産の先行投資というのをいっております。非常に平らで、広い場所でレッドゾーン、イエローゾーンにもならないような場所なものですから、総体でどのくらいの面積になるのか、ちょっとお教えいただければ大変ありがたいなと。あるいは今後の目的もこんなようなことも今考え中だというのがあれば、教えていただければ大変ありがたいなと思います。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 9番原島議員の質問に答えさせていただきます。

27 ページ住宅建設事業費、公有財産購入費にございます、常磐地内の住宅用地等買収費でございます。こちらにつきましては先ほど地域整備課長のほうで、説明をしておりますけれども、購入費が749万7,132円ということをございまして、今、原島議員からありました以前に町が購入したところと近いところではないかというお話でございました。場所的には奥多摩モータースさんの近くということで、近くの宅地ではございます。ただ、今回、取得した部分につきましては、家屋もございまして、現状としては、若者定住化等に使えるのではないかということで、所有者の方から売却したいというお話をいただいた中で、今後具体的にはまだ定まっておりますけれども、定住化あるいはその他公共用に使えるようであればということで、現状におきましては定住促進基金であらかじめ取得をさせていただき、ここで買い戻しをさせていただいた後、普通財産というふうになりますので、今後、綿密な打ち合わせ等を行って、今後の活用につきましては、これから検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。4番清水議員。

○4番（清水 明君） 清水でございます。12ページの財産管理費の22補償・補填賠償金。先ほどの町有財産、住宅の移転補償費ということで地震対応ということで説明いただきましたけれども、この辺の移転補償、個人の方への移転補償かと思えますけれども、法的な根拠とか多分その辺から説明いただくとありがたいんですが。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 4番清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。若干この経緯からお話をさせていただきますけれども、この場所は大氷川の150番地の1ということでございまして、面積は建物が26.44平米とそんな大きなものではございません。この建物は昭和43年に今の福社会館のところにお住まいだった方が、福社会館を建てるに際して、移転をいただいたということで、町有地ではあるんですけども、そこに住宅を建てて、そこに移っていただいたという経緯でございます。その方はもう既にお亡くなりにはなっているわけございまして、この方の亡くなった後の奥様がお住まいでございましたけれども、その奥様も平成11年に亡くなったということで空き家になっておりまして、平成12年に現在お住まいの方が貸してほしいということで、住宅に困られていたもので、私どもでお貸しをしたということでございまして。この際に、ご自身で大分、住宅に手を入れられたということで、このお金がかなり大きなお金を投入して、家を改築をされたということでございまして。金額の根拠というお話もございましたけれどもこれについては、このかけた金額がおおよそ540万円ほどを浄化槽も含めてでございますけれども、かかってございます。その中でご移転をいただくのに当たって、私ども顧問弁護士の先生と、先方の代理人の方と相互で打ち合わせをした中で、その2分の1程度がふさわしいということでご決定をいただきました。ということで、移転の費用も含めてですけれども、ここにお示しをさせていただいた320万円で決着をみたということで、その費用を今回計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。7番宮野議員。

○7番（宮野 亨君） 7番宮野でございます。同じ12ページの区分で13委託料のところでございますが、旧古里中学校整備委託の下の町有地、立木等の伐採これはどの辺だかちょっとわかれば教えていただきたいなと思ひまして質問いたしました。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 7番宮野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この町有地の立木の伐採でございますけれども、何カ所かございます。一番大きいのは、先般ちょっと、もう既に倒れてしまったんですけども、小河内の原の旧東芝の保養所の近くで、松枯れを起こしているものが倒れたということとあと、そこにまだ倒れてはいませんが、松枯れしているものがあるというものの伐採、また栃久保の寿清院の隣に広場がございますけれども、そこにやはり大木が3本ほどあるんですけども、これはサワラの木

でございます、これは川側のほうに傾いております。これは台風等の風で民家に倒れかかったらと非常に危ないということで、町の費用で切らせていただくということと、あわせて近年非常に町へ、寄附をいただいている物件が非常に多くなってきております。このような中でいただいた後の管理ということで、やはりそこに生えている木が近隣の民家の方に影響を及ぼすということのないように、そのための伐採費等を組ませていただいているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに。9番原島議員。

○9番（原島 幸次君） 9番原島でございます。1点お聞きしたいと思いますが、款02の項01ページ数で見ますと、13ページの目08の電子計算費の件でちょっとお聞きしたいなと思っております。当然1,890万という非常に、大きなお金なんですけれどもこれはもう、コンピューターがある以上は、サイバー攻撃あるいはセキュリティーの問題から、こういうのもやむを得ないと思うんですが、このコンピューターにつきましては西多摩の地域の町村でやっているコンピューターなのか、あるいは町単独で扱っているコンピューターなのか、その辺をお聞きしたいと同時に、これからもまだこういうセキュリティーをかなりやらなきゃいけない、非常にお金もかかるんですが今後も対応しなきゃいけないんですが、まだまだほかにもあるのかどうかちょっと教えていただければと思います。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 9番原島議員のご質問にお答えいたします。今回、改修をいたしますのは、西多摩4町村でやっているのは住民情報系のシステムということで今回、ここで改修するものとは別のものがございます。今回、改修しようとしているのが、町で、1人1台設置しているパソコン。それを今の財務会計ですとかいろいろな部分で、業務で使用しているということで、中には財務会計で、今後個人情報もかなりこう入ってくるというようなこともございまして、そこに今インターネット環境も一緒に全部入っているものですから、外から入ってくるインターネット環境だけは分離したいということで今回はそちらのほうの關係の改修をするものです。また、財務会計等についても今後4町村で、共同でというような話もいろいろな部分で進んでいきますので、そちらの方も今後、金額的には今より4町村でやれば安くなりますし、また専門の業者の方も入っていただいて、その今契約しているものの部分が高いのか安いのかというものも含めて、対応していきたいと思っております。またの東京都のほうでも、このサイバー攻撃の部分は非常にナイーブになっておりまして、やはりこうインターネット関連。この部分がやはり今後まだまだ複雑、私たちでも目に見えないような形で攻撃をされるというようなこともありまして、東京都のほうでも、都内の62の自治体全てを対象にインターネットの關係の改修を今後また行っていきたいということで、これは都の補助金といいますか、都がある程度お金を出して、各自治体からは負担金ということで改修をいたしていきますけれども、本当にやり過ぎてもどんなものがあるかわからないことで、今度都の方で入った部分についてはもうそれを専属で見ていただく方が都の方に常時おりまして、何か攻撃があったとき

には、それぞれ自治体の方にお知らせしていただくとともに対処法もお知らせしていただくというようなことで、そこらの部分については来年度以降になろうかなと思いますけれども、そのような状況でございます。今回、いずれにしても町のほうで使っている個人のパソコンが攻撃に遭わないようにということで、1つの入り口を設けてそのやりとりをするにはそこを通過してこなければならぬという部分の改修となります。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。6番石田議員。

○6番（石田 芳英君） 6番石田でございます。

33ページの森林館費の中の修繕費として、62万3,000円、増額補正されていますけれども、内容的にはタイルと音響工事ということですが、この内容についてちょっと具体的にお聞かせいただきたいのと、あと先日ちょっと時間があまして、森林館のほうの中を見学させていただいたんですけども、そのときに最初DVDの説明を受けて中を回ったんですけども、個人的な意見で申しわけないんですけども、DVDがちょっと内容的に古くなってきておりまして、あと、奥多摩町の中の情報というのは少し足りないのかなというのが個人的に感じたんですけども、できたらそういう点も改善していただければなということでございますけれど、意見ではないんですけど。

最初のほうはお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 6番石田議員のご質問にお答えいたします。初めに修繕費の内容ということですが、森林館のほうは平成6年10月に開館した施設ということで既に20年以上が経過しているというところで、最近修繕のほうが大きく出てきているというところなんです。主だったところということで、先ほど森林館の玄関タイル修繕と森林館の音響機器の修繕ということで、申し上げたんですがもう1カ所トイレの中、洗面台の水洗器具の取りかえの修理のほうも行っております。

玄関タイルの修繕につきましては、玄関のタイルが一部はがれてずれてしまっていたというところで危険もありましたので、その部分の復旧の工事を行ったということです。それから、音響機器につきましては、映像のほうについては、実はこの前既に修理のほうを行っていたとこなんですけど、今回の部分については音響の部分ということで、映像の上映中に、かなり大きなボンというようなノイズが入るとか、そんなことがあってお客さんがびっくりしてしまったというようなことがあって、この音声機器の部分の修繕を行うというものです。

映像につきましても先ほど申し上げたように平成6年のオープンから同じものを使っているというところですので、これについては今後また検討していきたいというふうに思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに。3番澤本議員。

○3番（澤本 幹男君） 3番澤本です。1番最後の38ページの町債の件ですけど、普通

債が非常に見込みが 23 億 9,000 万ですか。非常に減って結構なことです。今後これはどう
いうふうに考えているか、ちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願ひし
ます。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） はい、3 番澤本議員のご質問にお答えをいたします。

この普通債の起債でございますけれども、町は平成 21 年以降普通債、過疎債等借入れ
をしてございません。これは、ここの下水道事業は平成 18 年から 27 年まで 10 年間やる
ということで、その起債の償還が大変だということがございまして、この償還ピークが平成
32 年に迎えますけれども、こういった形で今、減債基金も積み立てを順次しておりますけ
れども、これからできるだけ一般債の起債を起こさないということで、東京都の総合交付
金等財源を確保して、そういった形でできるだけ一般債は借りないということで、順次現
在もいろいろな、指標が改善をしてきておりますけれども、今後こういった形で、起債
には頼らないで、事業を進めたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。4 番清水議員。

○4 番（清水 明君） 1 点ほど。25 ページの観光施設の整備事業で森林資源を活用し
た観光振興森林整備業務委託がございましてけれども、伐採ということで立木の補償の有無
についてお聞かせください。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 4 番清水議員の質問にお答えをさせていただきたい
と思います。森林資源を活用した観光振興事業、昨年で終了予定ということでしたが、1 年
間延長になったということで、ここで補正で入れさせていただいております。この委託の
中で、今のところはやっていこうということで、考えておりますので、今後また、都と詰
めていき、また所有者の方と詰めていきながら、必要に応じて、補償につきましてはその
中でやらせていただきたいと思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに。2 番大澤議員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番大澤です。27 ページの皆さんとちょっと重なりますけども、
公有財産購入費のところできさきちょっと早口で聞き取れなかったんでもう一度申しわけ
ありませんがご説明いただきたいのと、町の方針として 5 駅を中心に買い取りをしていく
ということだったんですけど、どういう基準で購入されるのかというのをちょっと説明い
ただけるとありがたいです。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 2 番大澤議員のご質問にお答えいたします。先
ほどご質問もございましたが 27 ページの住宅建設事業費のところの琴浦地内の住宅用地
と買収費についてでございます。こちらにつきましては、個人さんの方から今回売却の申
し出がありまして、町としましては、当該物件等につきまして、今後の定住化等に使える

んではないかということからまず購入をしたものです。それから定住の促進のエリアとい
いますか、ゾーンの話も今出たかと思えます。基本的には、今大澤議員が申されたとおり
5 駅中心という考えでありまして、なおかつこのエリアにつきましては、氷川地区につき
ましてはおおむね境、桧村あたりまで、また大丹波の北川橋付近あたりまでをおおむねの
若者定住促進ゾーンという位置づけにしておりますので、そのエリア内ということで、購
入を図っております。それから先ほど若干答弁漏れがございましたが、以前に奥多摩モー
ターズ入口付近を購入したということで、その当時の総面積が 586 平米ほどあったという
状況で、エリア的には同じようにところでありますけれども考え方としては、まだ今後定
めていきたいという状況でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君）ほかに。2 番大澤委員。

○2 番（大澤由香里君）先ほどの説明をもう一度お願いですけれども、場所と広さと 3
カ所を桜久保と南ノ原とお願いできますか。

○議長（須崎 眞君）若者定住化対策室長。

○2 番（大澤由香里君）2 番大澤議員のご質問にお答えをいたします。

予算の 27 ページの住宅建設事業費の公有財産購入費 3 件につきまして、再度ご説明させ
ていただきます。

まず、1 点目の常磐琴浦地内住宅用地等買収費でございます。こちらにつきましては地
番が奥多摩町氷川になります。琴浦 1152 番 3。こちらの買収費が 749 万 7,132 円ござい
ます。宅地の面積につきましては、238.01 平米でございます。それから、2 点目ござい
ます。小丹波桜久保地内住宅用地買収費でございます。こちらにつきましては、所在地が
小丹波字桜久保 162 番 1。購入金額が 542 万 96 円でございます。それから面積ござい
ますけれども 557.05 平米でございます。こちらがウッドパレスというマンションがござい
ますけれども、その横のところの敷地ということでございます。3 点目小丹波南ノ原地内住
宅用地買収費でございます。こちらの所在地は、小丹波字南ノ原 103 番 2 でございます。
こちらの買収金額のほうが 122 万 4,166 円ございまして、場所的には古里の文化会館が
ございまして、そのあの駐車場があります、大きい木が生えております。その下部分
のこの今回のとは、また以前に買ってあるんですけれどもその敷地内に、通ずるための
土地を買ったもので、面積がですね 74.74 平米でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君）質疑なしと認めます。

以上で、議案第 67 号の歳出の質疑を終結します。次に議案第 67 号について、討論を省
略し採決したいと思えますが。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。日程第2議案第67号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第67号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第68号の質疑を終結します。

次に、議案第68号について討論を省略し採決したいと思いませんか。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。日程第3議案第68号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって議案第68号については原案のとおり可決されました。次に議案第69号の質疑を行います。質疑はありますか。

6番石田議員。

○6番（石田 芳英君） 6番石田でございます。

6ページの総務費の利用管理費の中の委託料ホームページ更新150万円ってことで、今回、増額計上されましたけれども、今朝山のふるさと村のホームページをちょっと確認してきましたら、大変わかりやすい、いいホームページができつつあるのかなというように感じましたけども、この具体的な更新の内容がわかりましたらお願いしたいと思います。

観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 6番石田議員の山のふるさと村のホームページの改修内容の具体的な内容について、ご説明をさせていただきたいと思えます。議員から今お話ありましたように、ホームページにつきましては既に、いろいろつくっているところなんですけど、まずは、ホームページ全体の配置、構成等の変更をしてより見やすくしようということそれから文字のバリアフリー化ということで、文字を大きくして、目の悪い方ですとか高齢者の方でも見やすいような工夫をしていこうということ、それから今はイベント等につきましては、直接電話等で申し込みを受けているところなんですけれども、イベントの専用のページを追加するというのとそれからイベント、その申し込みについて専用のフォームをつくって、インターネット上からも申し込めるようにということで、今の時代の流れに沿った形のホームページの改修をしていこうということの内容になってございます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 69 号の質疑を終結します。

次に、議案第 69 号について、討論を省略し採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。日程第 4 議案第 69 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 69 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番大澤議員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番大澤です。国保会計について、政府から低所得者に財政支援をする保険基盤安定制度があると思うんですけども、1,700 億円国から出すというふうに 2015 年からなっていますけども、今年度は、その収入が入っているのでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2 番大澤議員の質問にお答え申し上げます。

1,700 億円の低所得者対策としての国保税、国保料の算定の減額の幅を広げていると、7割5割2割の減額の幅を広げるために、それを活用しているということで、既にその部分については投入されているということでございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 70 号の質疑を終結します。

次に、議案第 70 号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。日程第 5、議案第 70 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 70 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 71 号の質疑を終結します。

次に、議案第 71 号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。

日程第 6、議案第 71 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第 71 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番原島議員。

○9 番(原島 幸次君) 9 番原島でございます。1 点だけお聞きしたいんですが、8 ページの款 01 の 1 番右の介護サービス給付費減で 3,500 万という非常に大きい金額なんですが、これだけ使わなくて問題なかったのかどうか、あるいはどういう方面で使わなくなったか、ちょっと教えていただければありがたいなと思います。

○議長(須崎 眞君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(清水 信行君) 9 番原島議員のご質問にお答え申し上げます。

居宅と施設介護サービス等給付費で、合わせて 4,400 万円の減ということでございますが、ご承知のとおり介護保険につきましては、3 年を 1 期としました介護保険事業計画をもとに運営をしているということで、これが平成 27 年から第 6 期が始まったわけでございますが、第 6 期の計画のときに右肩上がり、給付金が伸びていくという想定のもとで、給付費の見込みを立てたわけですね。その計画をもとに予算は計上しております。で、計画と、その現実の実績との乖離が生じているということで、今回、特に施設介護サービス給付費が 3,500 万円ほど減になっておりますが、1 つには 27 年 4 月から施設に入所する方の介護度が 3 以上が原則という形になりました。その関係で、例えば、町内の施設で、平成 27 年 4 月以降に要介護 1、2 の方が入所しているケースというのは、ほとんどないということになります。ですから、その点では、施設入所する方の数が減ってきているということは事実でございます。施設入所のサービス費についての給付が大きいものですからここで 3,500 万円という大きな減額となるという見込みを立てたものでございます。

以上でございます。

○議長(須崎 眞君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 72 号の質疑を終結します。

次に、議案第 72 号について、討論を省略し採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。日程第 7 議案第 72 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 72 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番石田議員。

○6 番（石田 芳英君） はい、6 番石田でございます。

7 ページの下水道事業費の中の工事請負費で下水道管渠建設工事増ということで 2,500 万円ほど増額となっております、金額的にちょっと大きいので、この場所とどういう原因で多くなったかというところをちょっと教えていただければと思います。

地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 石田議員のご質問にお答えします。

2,500 万の増額につきましては、主に川井地区の接続工事及び公共マスの設置またマンホールポンプの奥多摩処理区内における設置工事を見込むものであって、前回 27 年度の工事が完了しておりますが、その中で、所有者の承諾がいただけなかったところの下水道管の切り回しとかそういったものの工事を見込んでいます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 73 号の質疑を終結します。

次に、議案第 73 号について、討論を省略し採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。日程第 8 議案第 73 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって議案第 73 号については原案のお

り可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月9日となっておりますので、明日9月8日は休会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、明日9月8日は休会とすることに決定しました。なお、本会議3日目は9月9日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦勞さまでした。

午後2時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員